

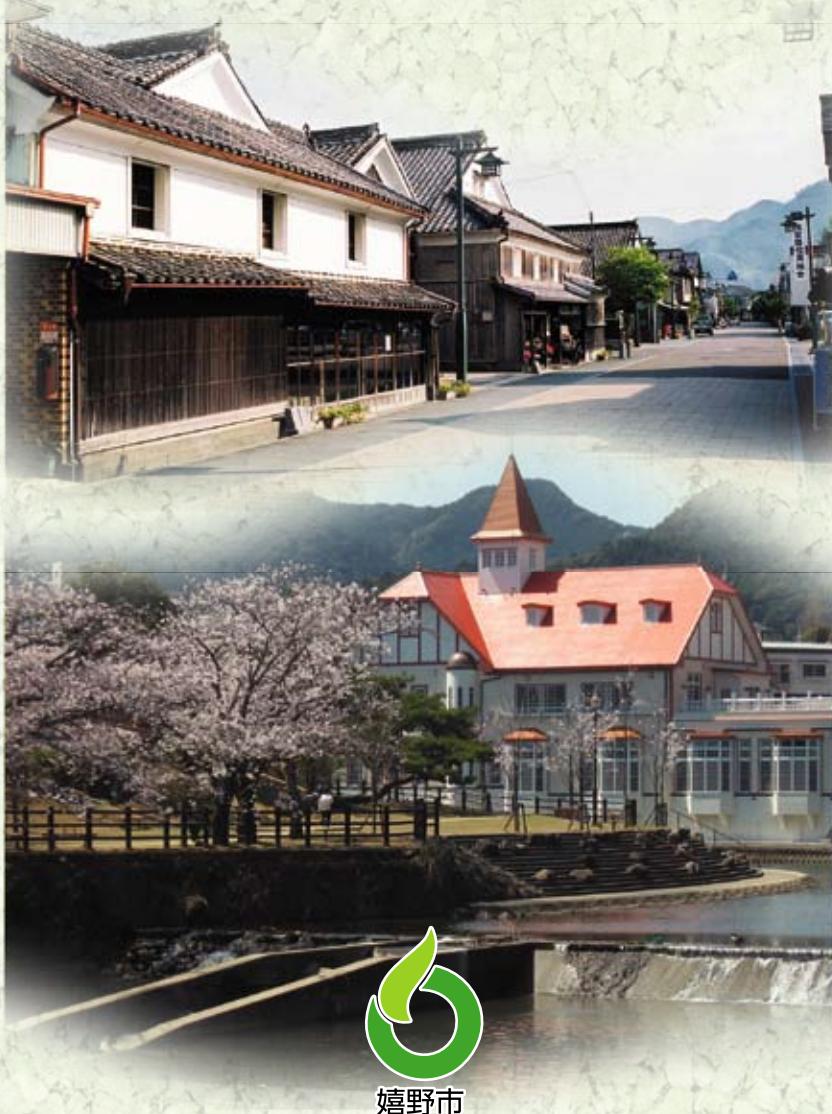
嬉野市 景観計画

概要版

山や川などの自然や建物、道路など私たち目に見えるまちの姿、
人々の営みから自然と出てくる生活の雰囲気、
また、ふるさとに伝わる祭りの笛の音や文化のかおりなどの心像風景など、
私たちが五感で感じられるものすべて、それが「景観」です。



みどり豊かな自然や
長崎街道の宿場町として栄えた歴史と文化を大事に守り、育て、
嬉野らしいゆとりある市街地景観づくりを創造します



景觀形成
基本方針

景観形成の目標を実現するために、基本方針を以下のように設定します。

この基本方針のもとに、嬉野市の景観づくりを進めていきます。

景観計画
について

嬉野市景観計画は、良好な景観形成を推進するため、

景観基本計画に基づく基本方針を掲げ方向性を示し、一定の形成基準（ルール）を定めます。

嬉しい景観づくりを進めるために、市民・事業者・市がそれぞれの責任と役割を果たしながら、
協働で進めていきます。

方針 1

大自然が創り出す山々の緑や雄大な河川、広がる平野を保全、活用する景観づくり



方針2

平野に広がる田園集落景観や山間の棚田
茶畠集落景観を保全する景観づくり



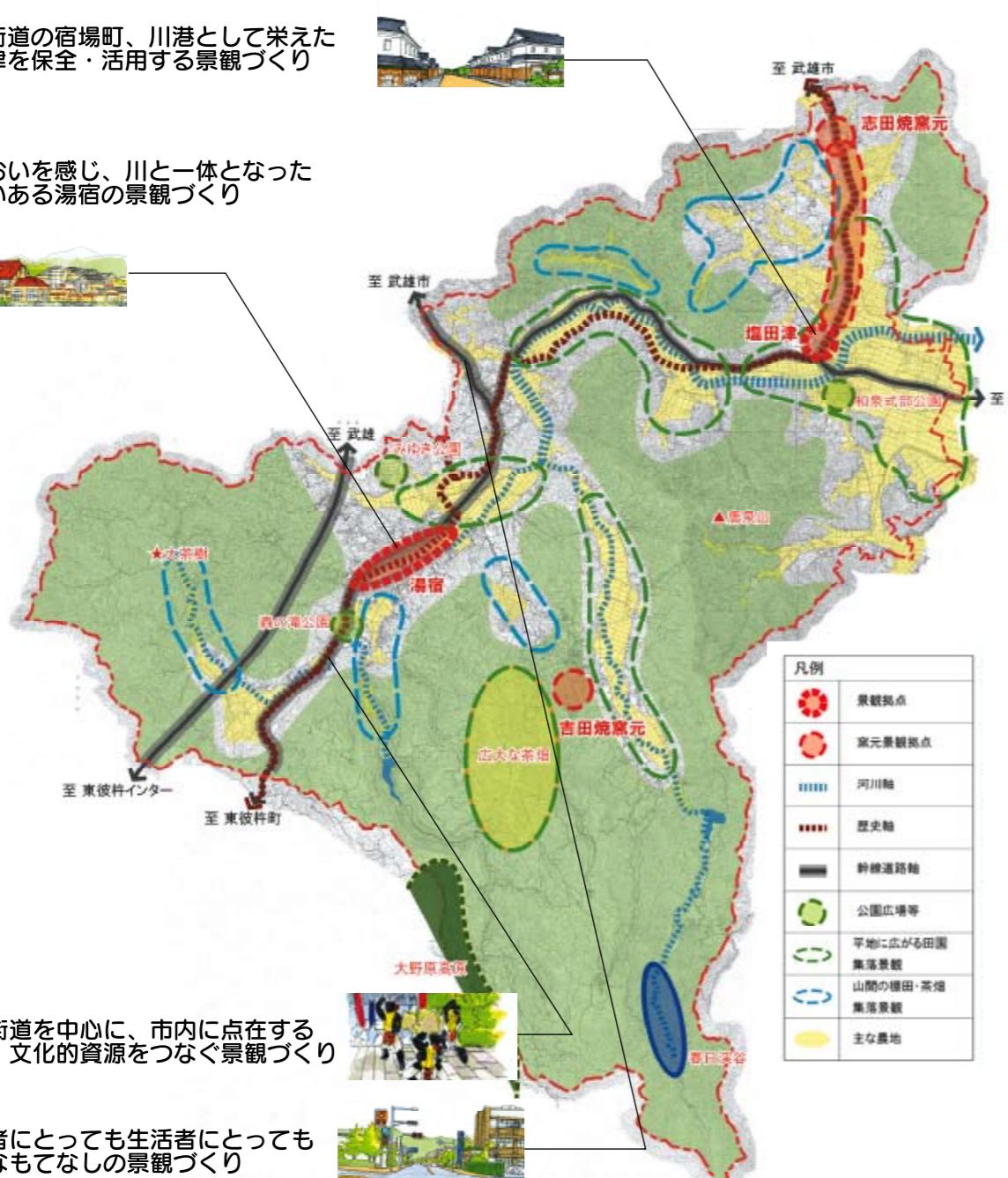
方針3

長崎街道の宿場町、川港として栄えた
塩田津を保全・活用する景観づくり



方針


うるおいを感じ、川と一体となった
賑わいある湯宿の景観づくり



景観計画
の区域

景観計画の区域は、嬉野市全域とします。

…魅力ある景観資源が市内の随所に存在し、個性豊かな景観を形成しているため、これらの全てを大切に守り育て、地域の個性を活かした景観づくりが必要です…

今後は、景観形成の重要性が高いと考えられる地区については、現況調査等を行い重点地区の検討が必要となってきます。社会情勢の変化等、地区指定と合わせながら改訂を行います。

良好な景観の形成に関する方針

《基本目標》

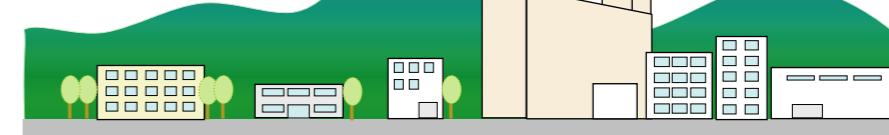
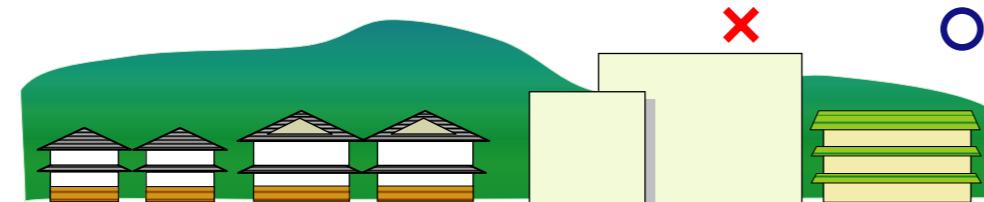
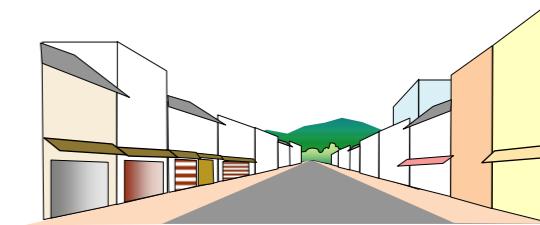
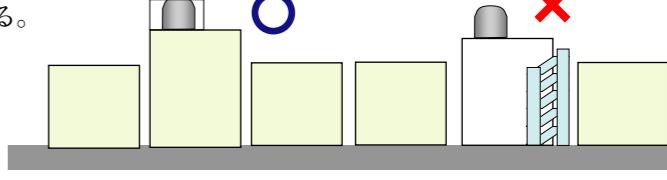
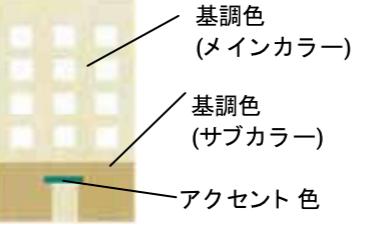
- 自然地形と歴史を大切にした景観形成を目指します。
 - 4つのゾーンに地区区分し、良好な景観の形成の方針を定めます。

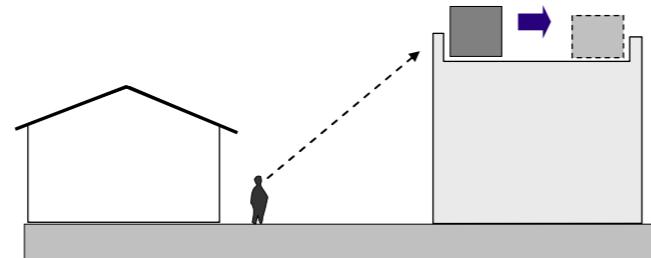
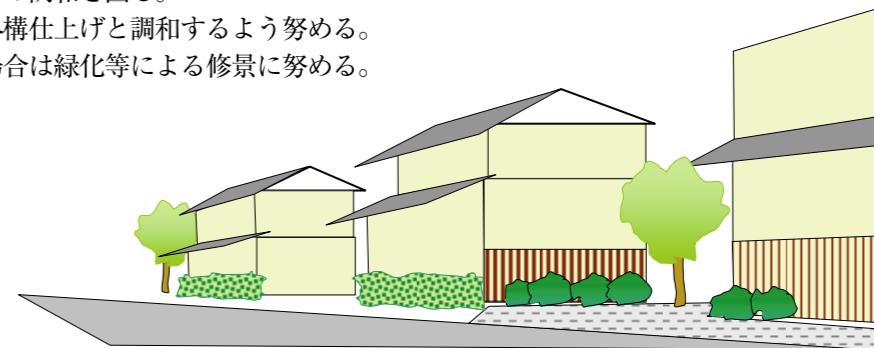


あな、うれし！ 自然と歴史が息づく うれしのほほん”景観づくり

- ・嬉野市特有の自然地形によりつくられる自然的景観を大切にしていきます。
 - ・重厚な伝統的町並みの塩田津、大正ロマンを感じさせてくれる嬉野宿の歴史的な資源を大切にし、両宿場町の物語り性のある歴史的景観を育てていきます。
 - ・嬉野市は古くから多くの人々が訪れるまちでもあることから、来訪者にとって重要な入り口景観や近年の開発によるゆとりある緑豊かな市街地景観を形成していきます。

景観形成基準として、ゾーンごとに一定の基準を設定します。

地区区分 項目	自然環境ゾーン	田園集落ゾーン	市街地ゾーン	沿道ゾーン
	<ul style="list-style-type: none"> ・山々の緑、雄大な川、広がりのある平野などの景観を保全する ・森林や水辺を守るとともに、景観阻害要素を防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・平野の水田、台地の茶畠と集落とが一体となった田園景観を保全する。 ・現在の落ち着いた景観を損なう行為を制限する 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史が感じられる情緒ある景観を保全するとともに、生活者にとって快適な景観を形成する ・周囲と調和のとれた街並み景観となるよう誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の山並みや田園と調和した沿道景観を創出する。 ・景観を損なう行為を制限する（特に広告物）
建築物 工作物 本体	<p>高さ規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境や田園・集落地と調和し、まとまりある規模、高さとする。 ・また、主要な道路や視点場から見て、周辺の山地、丘陵地などへの眺望に配慮し、背景となる山並みの稜線を分断しない高さ・規模とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な道路や視点場から見て、山の稜線を分断しない高さとなるよう配慮する。 ・周辺の街並みから著しく突出したり、周辺に過度な圧迫感を与えない高さ、規模とする。 ・建築物等と敷地とのバランスに配慮する。 	
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・稜線から突出し山並みを分断する場合には、板状に大きくさえぎらないような形態とする。 ・周辺の自然環境や田園・集落地と調和し、落ち着いてまとまりある形態・意匠とする。また周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承または取り入れた意匠とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・稜線から突出し山並みを分断する場合には、板状に大きくさえぎらないような形態とする。 ・周辺の地域環境や街並みと調和が図れ、全体としてまとまりのある形態・意匠とする。 ・長大な壁面を生じる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、単調な壁面とならないよう工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの性格に配慮した意匠（デザイン）、形態とする。 ・低層部は、建物の高さや軒高を揃えるなど、街並みの連続性に配慮する。 ・商業施設は、ショーウィンドウ等による賑わいの演出に努める。 ・業務施設・共同住宅は、周辺と調和し歩行者に配慮した空間づくりに努める。 ・大規模な立体駐車場は、建物本体との調和に配慮する。 
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根や屋上への設備等の設置は避ける。やむを得ず設置する場合は、屋根や外壁と同一の色調とする等目立たないように工夫する。（アンテナ、太陽熱温水器、ソーラーパネルなどは除く） 		<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備等は、周辺の街並みと調和し、屋根や外壁と同一の色調とする等、建築物と一体化的なデザインとする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁等については、橋桁と橋台・橋脚・高欄等を総合的にデザインするなどの配慮を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高架道路、高架鉄道等については、橋桁と橋台・橋脚・高欄等を総合的にデザインするなどの配慮を行う。また背景の山や周辺環境などへの視線を遮らないよう配慮する。 		
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根や建築物上部については、前面道路や主な視点場からの眺望等に配慮し、無彩色（灰色～黒）を推奨する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや背景の山並み等との調和を図ることとし、派手な色の使用は避ける（低彩度の色彩とする）。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境との調和を図ることとし、派手な色の使用は避ける（低彩度の色彩とする）。 ・できるだけ人工の建材を用いず、自然石、木材、土壁などを使用し、素材本来が持つ風合いや色彩を生かす。 		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の街並みや背景の山並み等との調和を図ることとし、派手な色の使用は避ける（低彩度の色彩とする）。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁などの基調色は、マンセル値により、色相0R～5Yの場合、彩度(3)以下、その他の色彩の場合、彩度(1)以下とする（数値は仮のもの。⇒・色彩調査により、設定する）。 ・背景が緑や山並みとなる場合は、明度は(7)以下を推奨する。  		<ul style="list-style-type: none"> ・外壁などの基調色は、マンセル値により、色相0R～5Yの場合、彩度(4)以下、その他の色彩の場合、彩度(2)以下とする（数値は仮のもの⇒・色彩調査により、設定する）。 	
	<p>※アクセント色として着色される部分の色彩については、この限りではない。</p> <p>※質の高いデザインでランドマーク的な役割がある建築物、若しくは高彩度、高明度でも植栽等で遮蔽している場合、専門家等の意見を聞き景観形成上支障がないと認められる場合は、この限りではない。</p>			

項目 地区区分	自然環境ゾーン	田園集落ゾーン	市街地ゾーン	沿道ゾーン
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 屋上への大規模な設備等の設置を避ける。やむを得ず設置する場合は、道路から見えにくい位置とともに、建物壁面と同様の色調とする、遮蔽するなど、建物と一体となったデザインとする。 空調室外機や物干し台、アンテナ等は、できる限り、周囲から見えない場所に設ける。設置する場合は、目立たない工夫をする。 配管やダクト等は、壁面に露出しないように配慮する。やむを得ず外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とする等本体と調和し目立たない工夫をする。 屋外階段は、前面道路から見えない場所に設ける。やむを得ず見える場所に設ける場合は、壁面と同様の素材で覆うなど建築物本体と調和するよう工夫する。 共同住宅等のバルコニーは、建築物本体と調和し一体化的な形態とする。 		 <p>◆室外機を格子の柵で隠している例</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> 商業、業務施設等のシャッターは、閉店後の賑わい演出のため透過性のあるシャッターとする等、周辺と調和した形態や色彩とする。 	 <p>◆シースルーチャッター</p>	
配置、外構		<ul style="list-style-type: none"> 前面道路に面する壁面の位置は、道路境界からの後退や植栽などにより開放的でゆとりある空間の創出に努める。 敷地内は、可能な限り緑化に努める。特に公共の場から見える部分については積極的に緑化を行うこと。 敷地内への植栽は、既存の樹木の活用など地域性に合った樹種とする、積極的に花を植えるなど、周辺の景観と調和し、魅力ある空間が創出されるよう配慮する。 敷地境界に塀や柵等を設ける場合は、単調で無機質な塀や擁壁等を避け、生垣や透過性のあるフェンスと植栽とを組み合わせるなど、修景に努める。 建築物と一体となった擁壁などは、仕上げの工夫や緑化等により周辺との調和を図る。 前面道路に面する部分を舗装する場合は、歩行者道の仕上げや近隣の外構仕上げと調和するよう努める。 公共の場から見える場所への物品の集積は避け、やむを得ず集積する場合は緑化等による修景に努める。 		
付属施設	<ul style="list-style-type: none"> ごみ置場、自転車置場、倉庫などの付属施設はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。やむを得ず見える場所に設ける場合は、周辺の緑化等による修景や、建築物と同様の素材や形態・意匠に努める。 			
夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> 夜間の照明は、地区住民の安全が確保できる範囲で、可能な限り周囲の自然田園環境に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 過度な照明は避け、光源や色温度の統一等により歩行者空間に賑わいを創出するなど夜の景観形成に配慮する。 景観向上に資するものについては、地域特性に応じて、ライトアップやイルミネーション等により夜の景観を演出するとともに安全性を確保する。 		

景観計画区域内において、景観の保全や形成に大きな影響を与える、下記に該当する一定規模以上の行為を行なう場合は、届出が必要となります。（景観法第8条 第2項 第3号）

■届出対象行為

種 別	行 為	対象とする規模等の基準（※）
建築物の建築等	建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが12mを超える建築物 <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積が500 m²を超える建築物 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更については、上記のどちらかで、かつ、外観を変更する修繕等に係る部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1以上のもの
工作物の建設等	工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (景観法第16条第1項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが6mを超える煙突、排気塔その他これらに類するもの ・高さが15mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの ・高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの ・高さが5mを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの ・上記修繕等に係る部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1以上のもの
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 (景観法第16条第1項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発面積が3,000m²以上のもの
その他	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (景観法施行令第4条第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更を行う区域の延べ面積が1,000m²以上
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (景観法施行令第4条第1項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積が3,000m²以上 <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さが5mを超えるもの ・堆積期間が90日を超えて継続するもの

※事前協議を行い、景観審議会の意見を聞いたうえで認めるものについては、この限りではない。